

第一百三十号議案

東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の二条を加える。

（電磁的記録等）

第二十条 センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行なうことができる。

2 センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例において書面で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第五十五号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十五号）の改正に伴い、電磁的記録等に係る規定を設ける必要がある。